

第11次勞災防止計画案を了承

低層住宅に足場先行工法普及

労働政策審議会（厚生労働相の諮問機関）安全衛生分科会（会長・平野俊石千葉科学大学長）は20日、厚生労働省が提示した第11次労働災害防止計画案を了承した。建設業対策では、低層住宅の建築工事を対象に足場先行工法、手すり先行工法の普及による墜落・転落防止対策を強化する。また、工事発注者による安全衛生への配慮を促進するため、公共事業への建設業労働安全衛生マネジメントシステム（COHSMS）の導入を積極的

に進める。分科会での了承を受け、厚労省は3月下旬に11次計画（2008―12年度）を策定する。

建設業の労災対策では、▽元請けによる統括管理の充実▽専門工事業者の安全衛生管理能力の向上▽墜落・転落災害防止対策の強化▽▽発注者による安全衛生への配慮などを促進する。

20日の分科会では、古市良洋全国建設労働組合総連合書記次長が、「建設業は11次という驚くべきところにある建築物の開口部

は、建築物の解体作業時に電動ファン付き呼吸用のばく露防止を徹底する（保護具の使用の義務付けのため、除去作業を実施時）を検討する。

は、建築物の解体作業時に電動ファン付き呼吸用のばく露防止を徹底する（保護具の使用の義務付けのため、除去作業を実施時）を検討する。

からの墜落やスレート屋根の踏み抜きについて対策の充実に向けた検討を進める。

重点施策に位置付けた粉じん障害対策では、トンネル建設工事やアーク溶接作業などの総合的な対策を推進し、新規のじん肺被害者の減少につなげる。

石綿障害予防対策で